

○騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成24年4月1日

土浦市告示第85号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき，騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域をそれぞれ次のとおり指定し，平成24年4月1日から施行する。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域並びに同法による用途地域の指定のない区域

騒音に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)の各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定することとなっています。

地域の類型の当てはめは、原則として、都市計画法第8条第1項第一号に定める用途地域に準拠して行うこととなっており、住宅の立地状況その他土地利用状況を勘案して行うものとされています。環境省の通知では、地域の類型と用途地域の概ねの対応関係、環境基準は次のとおりとされています。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとされています。

- 1 類型AA地域 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
(土地利用の実態を勘案し判断。→土浦市は指定なし。)
- 2 類型A地域 専ら住居の用に供される地域。
(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域→土浦市も同地域を指定)
- 3 類型B地域 主として住居の用に供される地域。
(第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域→土浦市も同地域を指定)
- 4 類型C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。
(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域→土浦市は同地域に加え、用途地域の指定のない区域を指定)
- 5 工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わない。

表 騒音に係る環境基準

類型	A 地域		B 地域		C 地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般地域	55dB 以下	45dB 以下	55dB 以下	45dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
道路に面する地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域		2車線以上の車線を有する道路に面する地域		車線を有する道路に面する地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	60dB 以下	55dB 以下	65dB 以下	60dB 以下	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間*	昼間			夜間		
	70dB 以下			65dB 以下		

(注) 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

*近接する空間 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15m。

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20m。

参考

- 1 騒音に係る環境基準について
(平成10年9月30日環告64、改正平成24年3月30日環告54)
- 2 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について
(平成13年1月5日環大企3号)